

静岡県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年1月7日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

林金A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番		
伊豆市				次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域		
				上船原	浜井場	19-3 1号
				〃	東沢	971-3 2号
				〃	〃	971-3 3号
				〃	〃	971-3 4号
				〃	〃	971-3 5号
				下船原	林金	610 6号
				〃	仲道	519-3 7号
				上船原	和田	4-5 8号
				〃	〃	3-1 9号
				〃	〃	3-1 10号
				〃	〃	9 11号
〃	〃	16-1 12号				